



Google 提供

検索

検索ヘルプ

よくある質問 >

選んで探す >

組織から探す v

[トップページ](#) > [くらし](#) > [ご不幸](#) > [葬儀・霊園・斎場](#) > 「大阪市規格葬儀」制度のご案内

「大阪市規格葬儀」制度のご案内

ページ番号：369333

2024年12月10日

- [概要・内容](#)
- [対象者](#)
- [規格葬儀の申込み方法](#)
- [規格葬儀の種類・費用](#)
- [規格葬儀指定店一覧](#)
- [パンフレット等ダウンロード](#)
- [関連リンク](#)

概要・内容

大阪市では、市民の皆さんが葬儀を営まれる場合、儀式の尊厳をたもちつつ、その出費を少なくするために規格葬儀制度を設けています。現在、市内の72の葬儀業者を取扱店に指定しています。

似たページを探す

> [ご不幸](#)

上記全ての条件で絞る >

探している情報が見つからない

情報が見つからないときは >

現在の位置: [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [墓地・埋葬](#) > [規格葬儀](#)

再生 >

くらし・環境

墓地・埋葬

- [市営墓地について](#)
- [その他の墓地\(自治会、宗教法人、法人墓地など\)の手続きについて](#)
- [規格葬儀](#)

規格葬儀



ページ番号1016018

更新日 令和5年8月2日

印刷

大きな文字で印刷

規格葬儀について

伊勢市では、市内で葬儀を行なう皆様のために、葬儀の尊厳さを保つための規格と価格を定め、安心してご利用いただける葬儀の制度を設けております。

以下に掲載した規格の内容をよくお確かめのうえ、伊勢市規格葬儀取扱店に直接ご連絡ください。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 指定業者(第3条—第12条)
 - 第3章 市民葬儀(第13条—第17条)
 - 第4章 雑則(第18条—第20条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、市民葬儀について必要な事項を定め、低廉な価格で、簡素にして厳粛な葬儀を執り行うことを希望する者に対し、統一した規格の葬儀を提供することにより、市民の福祉の向上に資することを目的とする。

(平27規則24・一部改正)

(市民葬儀)

第2条 この規則において「市民葬儀」とは、[別表第1](#)に掲げる内容及び料金により、[次条](#)に規定する指定業者が執行する葬儀をいう。

2 市民葬儀においては、[別表第1](#)に掲げる品目を省略し、又は[別表第2](#)に掲げるオプションを追加することができる。

3 市民葬儀に係る料金は、[別表第1](#)及び[別表第2](#)の単価の欄に掲げる額に、その額に対する消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額の合計額に相当する金額を加えた額とする。

(平26規則13・一部改正)

第2章 指定業者

(指定業者の要件)

第3条 市民葬儀を行うことができる者(以下「指定業者」という。)は、[次の各号](#)に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) [次条](#)に規定する申請を行った時(以下「申請時」という。)から起算して、過去3年間寝屋川市の区域内に事業所等を有すること。

(2) 申請時から起算して、寝屋川市の法人市民税等を過去3年間続けて完納していること。

(3) 申請時において、寝屋川市で過去3年以上継続して自ら主体となって葬祭業を営み、かつ、当該各年において、10件以上の営業実績があること。

(4) 申請時において、市民葬儀の執行に必要な備品が備わっており、かつ、[第5条第1項](#)に規定する指定業者証の交付を受ける日までに市長が指定する祭壇を保持することができること。

(5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市民葬儀の執行に支障を来すおそれがないこと。

(平20規則26・全改)

(登録の申請)

第4条 指定業者としての登録(以下「登録」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、寝屋川市民葬儀指定業者登録申込書に[次の各号](#)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の会社概要その他これに類するもの

(2) 申請時から起算して、過去3年間における申請者の寝屋川市法人市民税等の納税証明書。ただし、葬祭業務を行っているにもかかわらず、決算時期等の事由により直近年度の納税証明書を提出できない場合は、当該年度分を除く。

西本葬儀本店 北区君影町3丁目1-26-102
TEL: 078-511-4608

(株)青木葬祭本店 須磨区大田町3丁目1-24
TEL: 078-732-0203

(株)川嶋本店 須磨区中島町2丁目4-10
TEL: 078-731-0639
URL: <https://kawashima-honten.com/>

(株)はなぎく 垂水区本多聞1丁目22-5
TEL: 078-787-3434

※規格葬儀取扱指定店組合ホームページ
<https://kobekikakusogi.jp>

規格葬儀取扱指定店

(株)泉翔 中央区脇浜町2丁目7-10
TEL: 078-232-4441
<https://www.sensho-sougi.com/>

(株)おお井 兵庫区駅南通1丁目1-24
TEL: 078-685-3751
<https://sougi-ooi.com/>

(有)神戸祭典 (北神戸支店) 北区唐櫃台4丁目37-3
TEL: 078-984-2300
<https://www.kobesaiten.co.jp/>

鶴越斎場 北区山田町下谷上字中一里山14-1
TEL: 078-743-1234



甲南斎場 東灘区本山町田中宇南小路423
TEL: 078-851-8050



西神斎場 西区神出町南字美濃谷600
TEL: 078-961-5251



神戸市規格葬儀のご案内

神戸市規格葬儀取扱指定店一覧

お近くの指定店にお申込ください。また、住所地にかかわらず、どの指定店でもお申込できます。

神戸市規格葬儀取扱指定店組合員

(株)花六総本店 東灘区住吉南町3丁目2-31
TEL: 078-851-2392

(有)花一総本店 東灘区住吉宮町2丁目13-10
TEL: 078-851-3369
URL: <https://hanaichi-kobe.com/>

(有)花福葬祭 灘区福住通3丁目1-24
TEL: 078-861-4744
URL: <https://hanafukusousai.com/>

(株)神東社 中央区神若通2丁目2-6
TEL: 078-222-2222
URL: <https://www.shintosya.co.jp>

(株)花常本店 中央区楠町1丁目13-5-105
TEL: 078-341-1584
URL: <https://hanatune-honten.com>

(株)公詢社 兵庫区西宮内町2-18
TEL: 078-671-4440
URL: <https://kohjun.co.jp>

廣瀬葬儀社 兵庫区小河通4丁目2-1
TEL: 078-671-6869

(株)花保 兵庫区神田町28-16
TEL: 078-361-4500
URL: <https://www.hanayasu-kobe.com/>

(株)花浄院 北区山田町小部6-3
TEL: 078-594-0983
URL: <https://www.kasyouin.com>

神戸市健康局斎園管理課

TEL 078-333-3330 (神戸市お問い合わせセンター)
<https://www.city.kobe.lg.jp/a60186/kurashi/memorial/funeral>



神戸市規格葬儀をご存知ですか？

規格葬儀は、神戸市が直営で行うものでなく、永年の経験と独立の店舗を有する葬儀社で、市が指定した規格葬儀取扱店の協力により行うものです。

3種類の基本祭壇をご用意しておりますので、ご予算に応じてお気軽に申し付けてください。

対象は、神戸市民の方のみです。

宗派を問わず、対応できます。

申込方法

指定店に「規格葬儀をお願いします」とお伝えください。

内容については、指定店とよくご相談いただき、必ず見積書を受け取り、ご確認のうえお申込ください。

また、飾りつけなど一部をご使用にならない場合でも、価格の減額はできません。

料金については、指定店にお問い合わせください。

料金は指定店によって多少の差額（増額）が生じる場合があります。式場費/搬送料等の料金にご利用になれる地域によって一律ではありません。

詳しくは各指定店へ直接お問い合わせください。

その他葬儀に関するご相談については、各指定店へお問い合わせください。

※料金は令和7年1月1日現在の料金です。

紫陽花 あじさい

基本料金 合計 **¥485,000**(税込) ※10歳未満のお子様の場合は ¥468,000(税込)

紫陽花の祭壇イメージ



祭壇写真はイメージです。季節や式場によってレイアウトは変わる場合があります。

① 基本料金に含まれるもの



② 基本料金以外に必要なもの



③ ご希望により、追加で必要になるもの



規格葬儀費用=①+②+③/別途 宗教者関係費用、飲食費

百合 ゆり

基本料金 合計 **¥284,800**(税込) ※10歳未満のお子様の場合は ¥270,000(税込)

百合の祭壇イメージ



祭壇写真はイメージです。季節や式場によってレイアウトは変わる場合があります。

① 基本料金に含まれるもの



② 基本料金以外に必要なもの



③ ご希望により、追加で必要になるもの



規格葬儀費用=①+②+③/別途 宗教者関係費用、飲食費

霞 かすみ

基本料金 合計 **¥216,600**(税込) ※10歳未満のお子様の場合は ¥201,800(税込)

霞の祭壇イメージ



祭壇写真はイメージです。季節や式場によってレイアウトは変わる場合があります。

① 基本料金に含まれるもの



② 基本料金以外に必要なもの



③ ご希望により、追加で必要になるもの



規格葬儀費用=①+②+③/別途 宗教者関係費用、飲食費

規格葬儀

[公開日：2021年6月1日] [更新日：2024年6月17日] ページ番号：32482

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます [シェア](#) [ツイート](#) [LINEで送る](#)

平成20年4月1日から「規格葬儀」を実施しています。
 「規格葬儀」をご利用される方は、「規格葬儀取扱店」の中から選び、直接申し込みをしてください。



お問い合わせ

枚方市役所 環境部 環境政策課（直通）

電話: 050-7102-6003

ファックス: 072-849-1206

電話番号のかけ間違いにご注意ください！

[お問い合わせフォーム](#)

- 環境部環境政策課（直通）**
- > [イベント&キャンペーン情報](#)
 - > [地球温暖化対策の取組み](#)
 - > [枚方市 環境ポータルサイト](#)
 - > [エコライフの推進](#)
 - > [大型太陽光発電設備（枚方ソラバ）](#)
 - > [枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）](#)
 - > [基金・補助金](#)
 - > [暑気対策](#)
 - > [避暑空間](#)
 - > [打ち水・緑のカーテン](#)
 - > [寄贈品等（温度計等）](#)

ご利用できるところ

ご自宅や地域の集会所、宗教施設、規格葬儀取扱店の会館（ご自宅以外は別途使用料が必要です。）

（注）下記「規格葬儀取扱店一覧」で（※）の付いている取扱店では、会館が使用できます。

ご利用できる方

喪主・施主または死亡者が枚方市民で、枚方市内で葬儀を執り行う方。

ご利用できるところ

ご自宅や地域の集会所、宗教施設、規格葬儀取扱店の会館（ご自宅以外は別途使用料が必要です。）

（注）下記「規格葬儀取扱店一覧」で（※）の付いている取扱店では、会館が使用できます。

- > [環境出前授業](#)
- > [環境副読本・エコライフつうしんぼ](#)
- > [サプリ村野の「環境情報コーナー」](#)

首長選

地方も「バラマキ」横行 物価高対策、首長選で現金給付公約 基金取り崩し、ルールなく 住民訴訟も

朝刊経済面

毎日新聞 | 2024/10/5 東京朝刊  有料記事 1387文字



市長選の公約となった「1世帯10万円の現金給付」を巡り揺れる徳島県阿南市の市役所庁舎＝同市で、井上英介撮影

地方自治体の首長選挙で物価高対策などとして「現金給付」を公約に掲げた新人候補が初当選するケースが相次いでいる。給付の実施に至らず住民が不満を示す自治体もある一方で、給付に合理性がないなどとして住民訴訟となる自治体もある。バラマキとの批判もある政策が、地方財政の健全性を損なうとの懸念もある。

地方財政法

第4条の4

(積立金の処分)

第四条の四 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- 一 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- 二 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- 三 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- 四 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。
- 五 償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てるとき。

第4条の3

(地方公共団体における年度間の財源の調整)

第四条の三 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなる時、又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額(普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別法人事業譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。)が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなる時は、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。